

○宮崎大学大学院教育学研究科企画委員会規程

平成 21 年 7 月 15 日
制 定

改正 令和 2 年 2 月 19 日

(設置)

第 1 条 宮崎大学大学院教育学研究科（以下「研究科」という。）に、研究科に係る基本的な企画立案のため、宮崎大学大学院教育学研究科企画委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究科の将来構想に関する事。
- (2) 研究科全体に係る中期目標・中期計画の年度計画の立案に関する事。
- (3) 中期目標・中期計画の年度計画の実施状況の点検・評価に関する事。
- (4) 研究科の円滑な運営及び改善システムに関する事。
- (5) 研究科に係る規則、規程等の改廃に関する事。
- (6) その他研究科の円滑な運営に必要な事項に関する事。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教育学研究科長
- (2) 専門職学位課程統括長
- (3) 各コースから選出された研究者教員 各 1 人
- (4) 実務家教員及びみなし専任教員 2 人
- (5) その他専門職学位課程統括長が必要と認めた者

(委員の任期)

第 4 条 前条第 3 号から第 5 号までの委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は第 3 条第 1 号の委員をもって充て、副委員長は第 3 条第 3 号委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第 8 条 委員会の事務は、学部事務部総務係において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成21年7月15日から施行する。
- 2 宮崎大学大学院教育学研究科企画委員会規程（平成16年4月1日制定）は廃止する。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 宮崎大学大学院教育学研究科教職実践開発専攻企画委員会規程（平成22年3月21日制定）は廃止する。